

公益財団法人 足ル知ル生活

助成金募集要項

1. 趣 旨

公益財団法人足ル知ル生活（以下、本財団という）は、岐阜県内の有機農業者及び有機農業者を支援する団体への支援を通じて、有機農業の振興を行い、我が国の伝統的な食文化や食習慣に関する講演・体験学習等を通じて、知識や経験を深め、食を通じて国民が生活していることに感謝するという「足るを知る生活」を理解し、もって我が国の心豊かな国民生活の実現に寄与する事を目的とする。

※本財団における「有機農業」とは、JAS法の認証を受けて行うものではなく、有機農業の推進に関する法律で定義されている「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」をいいます。

2. 特 徴

この助成金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
ただし、下記7項 助成金の休止又は廃止事由に該当する場合には返還を求めることがあります。

3. 使 途

- (1) 個人
 - ・ 農業経営に関するすべての費用（機材や資材、消耗品、リース料、その他）
- (2) 団体
 - ・ 生産技術、経営面での技術向上のための講習・講演活動費
 - ・ 消費者との交流などで農業への理解を深めるための交流会の費用
 - ・ 有機農産物の販売促進のための販売場所への移動交通費や備品購入費

4. 応募資格

- (1) 有機農業の就農者
 - 下記の要件をすべて満たしている者
 - ① 心身ともに健康であること。
 - ② 18歳以上 60歳未満であること。
 - ③ 次の各号のうちいずれか一つ以上に該当する者
 - イ. 高校以上の学校にて正規の課程を修めて卒業した者、または卒業見込みの者
 - ロ. 当財団代表理事が本項③イに相当すると認められた者
 - ④ 有機農業の独立就農、親元就農または農業法人への就職を目指している者
- (2) 有機農業就農者を支援する団体
 - 下記の要件をいずれかを満たしている団体
 - ① 有機農業者の参入を支援する団体
 - ② 有機農業者の生産、経営についての技術向上を支援する団体

③ 有機農産物の販売促進を支援する団体

5. 採用人数

- (1) 有機農業の就農者 計 5 名以上
(2) 有機農業就農者を支援する団体 計 1 団体以上

6. 助成金額と支給方法

- (1) 助成金額 有機農業の就農者個人 上限 30 万円/年
有機農業就農者を支援する団体 上限 60 万円/年
(2) 助成期間 1 年間
(3) 支給方法 助成金は、支給決定後、年 1 回、速やかに交付するものとします。
(本人名義、団体名義の銀行等の預金口座に入金します。)

7. 助成金の休止又は廃止事由

- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、助成金の支給を休止又は廃止します。
① 傷病などにより要件を充たさなくなったとき
② 助成金を必要としなくなったとき
③ 上記の他、助成金を支給することが適当でない事実があったとき
(2) 助成金の休止又は廃止事由に該当する場合に、支給した助成金の一部又は全額について、返還を求める場合があります。
なお、返還することとなった場合には、返還することとなった日の翌月末までに、当財団が指定する口座に振り込むものとします。

8. 手 続

- (1) 必要書類
ア 申請書
イ 身分証明書（運転免許証等）
(2) 提出方法
本財団宛郵送のこと。
(3) 提出期限
令和 3 年 6 月末日（財団必着）
(4) 提出先（連絡先）
〒501-6216
岐阜県羽島市正木町須賀字中畑 1765 番地 1
公益財団法人足ル知ル生活 事務局

9. 助成対象者の決定

- (1) 助成対象者の決定は、本財団の選考委員会の選考を経て理事会で決議し、その結果を本人に通知します。
(2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

10. 助成対象者の義務

助成対象者は、毎事業年度末に一定の資料（年間活動報告書・収支計算書・領収書等）の提出が義務付けられています。

また、助成対象者は、第 7 項助成金の休止又は廃止事由に該当することになった場合には、その旨を遅滞なく事務局に報告をしなければならない。